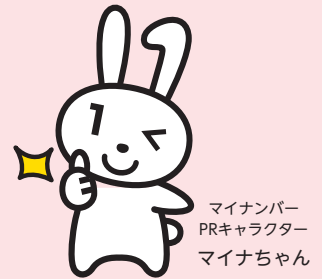


マイナンバーカードの 交付申請・更新手続きはお早めに！

マイナンバーカード(個人番号カード)は、顔写真付の身分証明書として利用できる他、各種証明書のコンビニ交付サービス(詳細は市HPを参照)にも利用できる便利なカードです。初回に限り手数料無料で発行できます。申請からカードを受け取るまでに2カ月程度かかりますので、早めに申請してください。



申請方法と受取方法

郵送で申請又は、パソコン・スマートフォン等でオンライン申請し、市民課で受け取る方法(交付時来庁方式)と、市民課で申請し自宅に郵送により受け取る方法(申請時来庁方式)があります。

交付時来庁方式

■申請方法

●郵送

個人番号カード交付申請書に署名又は記名・押印して顔写真を貼付し、送付用封筒に入れて郵送

●パソコン

マイナンバーカード総合サイトにアクセスし、オンライン申請の手順に沿って申請(個人番号カード交付申請書に記載された申請書IDの入力が必要です)

●スマートフォン、一部の証明写真機

個人番号カード交付申請書のQRコードを読み取り、画面の案内に沿って申請

●市民課

顔写真の撮影を伴う、オンライン申請を補助します
※個人番号カード交付申請書は、通知カードと合わせて送付しています。紛失した場合等は、市民課、桜井・明祥・北部支所で再発行できます。

■受取方法

カードの準備ができ次第、受け取りの通知を送付します。その後、市民課で本人確認と顔認証を行い交付します。

申請時来庁方式

■申請方法

市民課で、本人確認とマイナンバー通知カード等の回収を行い、顔写真の撮影とオンライン申請をします。

申請には以下の要件を満たす必要があります

- 申請後、2カ月以内に住所・氏名を変更する予定がない
- 初めてマイナンバーカードを申請する
- 通知カードを2カ月以内に使用する予定がない
- 暗証番号の入力を市職員が代行して差し支えない

●必要書類

通知カード、住民基本台帳カード(持っている人のみ)、本人確認書類(運転免許証、パスポート等)

※詳細は市HPを確認してください。

■受取方法

申請から約2カ月後に、本人限定郵便又は簡易書留で郵送します。

マイナンバーカードに関するお知らせ

マイナンバー通知カードの廃止について

5月に通知カードが廃止され、住所・氏名等の変更や再交付ができなくなりました。記載された住所等に変更がない限り、引き続き通知カードをマイナンバーを証明する書類として使用できます。住所・氏名等に変更があった人は、マイナンバーカードの取得又はマイナンバー入り住民票の利用をお願いします。

マイナンバーカード夜間窓口を開設しています

市民課では、マイナンバーカードに関する手続きを行う夜間窓口を開設しています。

- 日時 毎週(水)午後5時15分～7時(年末年始を除く)
- 取扱業務 マイナンバーカードの申請・交付、電子証明書の発行・更新
- その他 来庁順に受付します(予約不可)

e-Taxを利用して確定申告を行う人へ

マイナンバー方式で申告する人は、マイナンバーカードに搭載されている電子証明書が必要です。電子証明書の有効期間は、電子証明書の発行日から5回目の誕生日までです。これからマイナンバーカードの申請をする人、電子証明書の有効期間満了を迎える人は、早めに手続きをしてください。

※ID・パスワード方式で申告する人、申告書を紙で提出する人は、電子証明書は不要です。

電子証明書の更新手続きについて

有効期間満了日の3カ月前から手続きができます。

- 手続方法 マイナンバーカードを持って市民課、桜井・明祥・北部支所へ

※電子証明書の更新は、有効期限が過ぎた後でも手続きができます。更新の際は、マイナンバーカード作成時に決めた暗証番号の入力が必要です。